

様式コード
2 2 2 3

健康保険 産前産後休業等終了時報酬月額変更届

Table with 5 columns: 常務理事, 事務局長, 事務局次長, 課長, 担当者

年 月 日提出

提出者記入欄: 事業所整理記号, 事業所所在地, 事業所名称, 事業主氏名, 電話番号

健康保険の記号

社会保険労務士記載欄: 氏名等

申出者署名欄: 産前産後休業等を終了した際の標準報酬月額の変更について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金保険法施行規則第10条) 令和 年 月 日 東京都自動車整備健康保険組合理事長あて 住所 氏名 電話

被保険者欄: ①健康保険被保険者証の番号, ②個人番号, ③被保険者氏名, ④被保険者生年月日, ⑤子の氏名, ⑥子の生年月日, ⑦育児休業等終了年月日, ⑧給与支払月及び報酬月額, ⑨合計, ⑩平均額, ⑪修正平均額, ⑫従前標準報酬月額, ⑬昇給降給, ⑭遡及支払額, ⑮月変該当の確認, ⑯改定後の報酬月額

○ 産前産後休業等終了時報酬月額変更届とは 産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4ヶ月目の標準報酬月額から改定することができます。ただし、産前産後休業等を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は、この申出はできません。 ○ 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ(厚生年金保険) 3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『産前産後休業等終了時報酬月額変更届』とあわせて、『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出してください。

受付日